

# 奈良市公報

第33号

令和2年9月1日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
8 3	412	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
8 3	413	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
8 3	414	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指 定	介護福祉課
8 3	415	令和2年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
8 4	416	奈良市公報号外第23号に掲載	保健給食課
8 6	417	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
8 6	418	放置自転車等の保管	環境政策課
8 7	419	放置自転車等の保管	環境政策課
8 7	420	放置自転車等の処分	環境政策課
8 11	421	放置自転車等の保管	環境政策課
8 14	422	平成31年度市・県民税納税通知書の公示送達	市民税課
8 14	423	令和2年度市・県民税納税通知書の公示送達	市民税課
8 14	424	令和2年度市・県民税納税通知書の公示送達	市民税課
8 14	425	事業計画のある道路の指定	建築指導課

### 公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
8 3	43	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
8 6	44	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	経営企画課

### 農 業 委 員 会

月 日	番号	件 名
8 7	12	農業委員会総会の招集

告 示

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和2年8月3日

奈良市長 仲川元庸

## 1 募集戸数

別紙のとおり

## 2 申込手続

### (1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和2年8月3日(月)～令和2年8月17日(月)の間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

### (2) 入居申込受付期間

令和2年8月3日(月)～令和2年8月17日(月)

### (3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送(必着)又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは1世帯1通に限る。2通以上の申込みや、重複した申込みは無効となる。

### (4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (7)から(ハ)までの全ての条件に該当する者が申込みすることができる。

(7) 現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3か月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。)があること。単身者の申込みは、次のaからjまでのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。(常時介護を必要とする者のうち居宅においてこれを受けることができない者は単身での申込みはできない。)

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60歳以上の者

b 身体障がいのある者(障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで)

- c 精神障がいのある者（障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級まで）
- d 知的障がいのある者（障がいの程度がcに相当）
- e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法（大正12年法律第48号）に規定する特別項症から第6項まで又は第1款症の者
- f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者
- g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者
- h 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者
- i ハンセン病療養所入所者等
- j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定による一時保護若しくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

(イ) 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ロ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(ハ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた方は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等を未納していないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(ニ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している方が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除きます。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当します。）

イ コミュニティ住宅 一般向 (ア)から(ロ)までの全ての条件に該当する者が申込みすることができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は募集の翌月から3か月以内に結婚予定の婚姻予約者を含む。）があること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ロ) ア(ロ)から(ハ)の条件

ウ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申込みすることができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)の条件

エ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申込みすることができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)の条件

オ 市営住宅 シルバーハウジング 次の(ア)・(イ)の条件に該当する者が申込みすることができる。

(ア) 60歳以上の者の単身世帯、60歳以上の者のみの世帯又は60歳以上の者とその配偶者（以下「高齢者夫婦」という。）のみの世帯であること。（常時介護を必要とする者のうち居宅においてこれを受けることができない者は単身での申込みはできない。）

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)の条件

カ 市営住宅 高齢者向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申込みすることができる。

(ア) 60歳以上の者（ただし、常時介護を必要とする方のうち居宅においてこれを受けることができない、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）であり、現に同居し、又は同居しようとする親族（次の[a]から[d]のいずれかに該当する者に限る。）があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする方以外の人に扶養されている方が同居する申込みはできない。

[a] 配偶者

[b] 18歳未満の者

[c] 重度若しくは中度の身体障害者又は知的障害等の精神的障害を有する者

[d] 60歳以上の者

(イ) ア(イ)から(オ)の条件

### 3 公開抽選と入居決定

- (1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。
- (2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。
- (3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3か月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の3か月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和2年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

平成31年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3か月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の署名及び捺印が必要である。）

ク 各種控除に関する証明書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者に特別控除対象者がいる場合、特別控除対象者であることを証明する書類が必要である。

※ 障害者が単身で入居する場合は、社会福祉事務所の発行する単身で日常生活ができる旨の証明が必要な場合がある。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3か月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、署名及び捺印の上、提出すること。

コ パートナシップ宣誓書受領証等（該当者のみ。）

奈良市パートナーシップ宣誓制度に登録している者は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提示し、パートナーシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、署名及び捺印の上、提出すること。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3か月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3か月分。駐車場使用申込者のみ。）、入居月の家賃及び共益費並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ。）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期もしくは入居決定を取り消す場合がある。

#### 4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。



介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和2年 8 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和2年8月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108417	居宅介護支援	株式会社ライブ アートコミュニ ティ	奈良市佐保台二 丁目 902 番地の 241	ケアプランセ ンター佐保の 里	奈良市佐保台二 丁目 902 番地 377

奈良市告示第414号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の1第1号の規定により公示する。

令和2年8月3日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和2年8月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990100659	地域密着型通所 介護	特定非営利活動 法人アメニティ ー・ライフサポ ート・アシスト	奈良市西木辻 町91-4	デイサービ ス・青い鳥 大宮	奈良市大宮町二 丁目3-4-103

奈良市告示第415号

令和2年奈良市議会7月臨時会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年8月3日

奈良市長 仲川元庸

1 令和2年度奈良市一般会計補正予算（第4号）

## 令和2年度奈良市一般会計 補正予算（第4号）

令和2年度奈良市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,272,729千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,841,941,150千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 使用料及び手数料		2,419,281	58,960	2,478,241
	1. 使用料	1,614,308	58,960	1,673,268
16. 国庫支出金		63,748,598	2,023,393	65,771,991
	1. 国庫負担金	19,239,410	69,958	19,309,368
	2. 国庫補助金	38,277,500	74,700	38,352,200
	4. 国庫交付金	6,108,141	1,878,735	7,986,876
17. 県支出金		9,543,665	60,415	9,604,080
	4. 県交付金	1,485,103	60,415	1,545,518
19. 寄附金		252,200	60,000	312,200
	1. 寄附金	252,200	60,000	312,200
21. 繰越金		115,151	69,961	185,112
	1. 繰越金	115,151	69,961	185,112
歳入合計		182,668,421	2,272,729	184,941,150

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		16,363,674	450,084	16,813,758
	1. 総務管理費	12,646,109	121,646	12,767,755
	2. 企画費	1,502,942	328,438	1,831,380
3. 民生費		99,092,484	394,060	99,486,544
	1. 社会福祉費	63,636,390	51,500	63,687,890
	2. 児童福祉費	22,228,823	342,560	22,571,383
4. 衛生費		14,812,162	623,630	15,435,792
	1. 保健衛生費	7,052,387	608,630	7,661,017
	2. 保健所費	1,326,521	15,000	1,341,521
5. 労働費		119,126	10,000	129,126
	1. 労働諸費	119,126	10,000	129,126

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商 工 費		2,287,510 <sup>千円</sup>	42,000 <sup>千円</sup>	2,329,510 <sup>千円</sup>
	1. 商 工 費	2,287,510	42,000	2,329,510
8. 観 光 費		1,048,582	346,730	1,395,312
	1. 観 光 費	1,048,582	346,730	1,395,312
10. 消 防 費		4,239,330	49,500	4,288,830
	1. 消 防 費	4,239,330	49,500	4,288,830
11. 教 育 費		13,511,448	356,725	13,868,173
	1. 教 育 総 務 費	5,176,033	155,234	5,331,267
	2. 小 学 校 費	1,294,026	59,823	1,353,849
	3. 中 学 校 費	770,555	22,027	792,582
	5. 幼 稚 園 費	963,138	22,328	985,466
	6. 社 会 教 育 費	1,351,904	39,442	1,391,346
	7. 保 健 体 育 費	2,773,373	57,871	2,831,244
歳 出 合 計		182,668,421	2,272,729	184,941,150

奈良市告示第 417 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により秋篠台自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 8 月 6 日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大森 和子 奈良市秋篠町 1170 番地の 72	平田 宣子 奈良市中山町 45 番地の 40

2 変更の年月日

令和 2 年 4 月 20 日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年8月 6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年8月6日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）



奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年8月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年8月7日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 420号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和2年 8月 7日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

・移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和2年 8月 7日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年1月7日、同月9日、同月10日、同月16日、同月19日、同月21日及び同月24日

奈良市告示第 42/号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年8月11日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年8月11日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第422号

平成31年度市・県民税納税通知書について、その送達を受けるべき者の住所等が国外であり送達が困難であるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

令和2年8月14日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

奈良市告示第423号

令和2年度市・県民税納税通知書について、その送達を受けるべき者の住所等が国外であり送達が困難であるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

令和2年8月14日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

奈良市告示第424号

令和2年度市・県民税納税通知書について、その送達を受けるべき者の住所等が国外であり送達が困難であるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

令和2年8月14日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

奈良市告示第425号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告します。

令和 2 年 8 月 14 日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日

令和 2 年 8 月 14 日

2 指定した道路の名称

奈良市道 北部第 818 号線

3 指定した道路の幅員

8.2m～42.5m

4 指定した道路の延長

162.6m

5 指定した道路の区域

奈良市白毫寺町 1195 番 3 地先から

奈良市横井町 924 番 6 地先まで

# 公當企業



公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、令和2年8月3日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和2年8月3日

奈良市公営企業管理者 池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和2年8月17日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する場所

奈良市中山町、あやめ池南四丁目、三碓五丁目、青野町一丁目、東九条町、南肘塚町、中山町、中山町西一丁目

2-2 公共下水道を整備し、供用を開始する場所

処理分区	起 点	終 点	告示位置図No.
佐保川第3処理分区	中山町54-1	中山町54-3	①

3 公共汚水柵を設置し、供用を開始する場所

処理分区	場所	告示位置図No.
佐保川第10処理分区	あやめ池南四丁目1670-16 他4筆	②
佐保川第10処理分区	あやめ池南四丁目1670-1 他1筆	③
富雄川第7処理分区	三碓五丁目1507-1の一部	④
佐保川第10処理分区	青野町一丁目57-1の一部	⑤
南奈良第5-2処理分区	東九条町814-5	⑥
南奈良第2処理分区	南肘塚町253、254の一部	⑦
佐保川第3処理分区	中山町1260-5	⑧
佐保川第1処理分区	中山町西一丁目856-4	⑨

4 供用を開始する公共下水道の合流式及び分流式の別  
分流

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
位置図省略

奈良市企業局告示第44号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）  
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程  
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年8月6日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
森本工業株式会社	代表取締役 森本 勝博	奈良市八条一丁目814-5	令和2年8月5日

# 農業委員会

## 奈良市農業委員会告示第12号

奈良市農業委員会令和2年8月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和2年8月7日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

### 1 日時

令和2年8月14日（金） 午後1時30分

### 2 場所

奈良市三条本町13-1  
奈良市教育センター8階 多目的講座室

### 3 審議案件

#### ・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (5) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号に該当する転用の届出について（7月専決処理分）
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（7月専決処理分）
- (7) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (8) 許可申請の取下げについて（7月専決処理分）
- (9) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (10) 知事許可について（7月許可分）

#### ・農政関係に関する事項

- (1) 農業委員会の活動及び部門委員の選任について
- (2) 農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見書について
- (3) 農地利用状況調査の実施について
- (4) 遊休農地解消活動について